

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川場村	生品地区(生品)	令和3年3月25日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	111.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	62.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	12.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.5ha
(備考)	

2 対象地区の課題

(1)水田利用のほか、畑は主に、こんにゃくの作付けがされており、今後、中心経営体の引受意向面積は、現状より増える見込みだが、兼業農家や小規模農家による耕作地も多く、高齢化・農業後継者不足により、耕作されない農地が将来的に増加することが予想される。

(2)土地改良事業実施地も多いことから、中心経営体が担うためには、分散した農地をより集約化し、耕作の効率化を図る必要がある。

(3)特に山あいや山際などは、イノシシ・シカ・クマなどの有害鳥獣被害が年々深刻となっており、対策を講じる必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、認定農業者17経営体と農業法人1社が担っていく。

畑利用は、認定農業者22経営体と農業法人4社が担っていく。

(参考) 中心経営体 別紙のとおり

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】

耕作が難しくなった場合は中心経営体へ貸し出してもらえるよう周知をするとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。
併せて、耕作の効率化を図るため、分散している農地の集約化について検討していく。

【鳥獣被害防止対策への取組方針】

鳥獣による農作物の被害が多いことから、捕獲檻や侵入防止柵等の設置など検討をしていく。
また、農地に利用可能な荒廃農地は、景観・資源作物などの導入を検討し、農地に再生不能な荒廃農地は、林地へ整備したり、緩衝帯として利用するなど、鳥獣被害防止対策に取り組む。

【中山間地域等支払制度や多面的機能支払制度への取組方針】

多面的機能支払制度と中山間地域等支払制度を活用して農地の維持・管理をしていく。

(参考) 中心経営体

No.	地区	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向	
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
2	生品	認農	認定農業法人2	薬草	0.3 ha	薬草	0.3 ha
4-3	生品	認農	認定農業者4	水稻、コンニャク、トウモロコシ	0.1 ha	水稻、コンニャク、トウモロコシ	0.1 ha
5	生品	認農	認定農業者5	コンニャク、水稻、ブドウ	1.6 ha	コンニャク、水稻、ブドウ	1.6 ha
6-3	生品	認農	認定農業者6	コンニャク、水稻	0.0 ha	コンニャク、水稻	1.5 ha
9	生品	認農	認定農業者9	水稻、コンニャク	1.2 ha	水稻、コンニャク	1.2 ha
12-2	生品	認農	認定農業者12	トマト、サツマイモ	1.1 ha	トマト、サツマイモ	1.1 ha
16-4	生品	認農	認定農業者16	コンニャク、水稻、ニンニク	0.0 ha	コンニャク、水稻、ニンニク	0.3 ha
17	生品	認農	認定農業者17	コンニャク、水稻、露地野菜	3.4 ha	コンニャク、水稻、露地野菜	11.4 ha
18-2	生品	認農	認定農業者18	水稻、果樹、キュウリ	0.3 ha	水稻、果樹、キュウリ	0.3 ha
20	生品	認農	認定農業者20	コンニャク、ナス、水稻	1.0 ha	コンニャク、ナス、水稻	6.0 ha
21-6	生品	認農	認定農業者21	水稻、露地野菜	0.0 ha	水稻、露地野菜	1.0 ha
23-3	生品	認農	認定農業者23	水稻、露地野菜	0.2 ha	水稻、露地野菜	0.2 ha
25-3	生品	認農	認定農業法人25	コンニャク	1.3 ha	コンニャク	2.3 ha
26-3	生品	認農	認定農業者26	水稻、コンニャク	2.1 ha	水稻、コンニャク	4.1 ha
32	生品	認農	認定農業者32	コンニャク、ブドウ、ウド、水稻	3.2 ha	コンニャク、ブドウ、ウド、水稻	3.9 ha
42-1	生品	認農	認定農業者42	コンニャク、水稻、ブドウ	0.4 ha	コンニャク、水稻、ブドウ	0.4 ha
43-5	生品	認農	認定農業者43	コンニャク	1.1 ha	コンニャク	1.1 ha
51-2	生品	認農	認定農業者51	水稻、コンニャク	0.4 ha	水稻、コンニャク	0.4 ha
52	生品	認農	認定農業者52	リンゴ	0.1 ha	リンゴ	0.1 ha
53-1	生品	認農	認定農業者53	コンニャク	0.1 ha	コンニャク	0.1 ha
55-2	生品	認農	認定農業者55	水稻、コンニャク	1.9 ha	水稻、コンニャク	2.9 ha
57	生品	認農	認定農業法人57	イチゴ	0.3 ha	イチゴ	0.3 ha
59-1	生品	認農	認定農業者59	水稻、果樹、露地野菜、花卉	1.0 ha	水稻、果樹、露地野菜、花卉	1.0 ha
61-4	生品	認農	認定農業法人61	酪農、水稻、飼料作物	1.2 ha	酪農、水稻、飼料作物	3.2 ha
65-3	生品	認農	認定農業者65	酪農、飼料作物	0.1 ha	酪農、飼料作物	0.1 ha
66	生品	認農	認定農業者66	イタマメ、水稻	0.6 ha	イタマメ、水稻	0.6 ha
		計	26 経営体		23.0 ha		45.5 ha